

いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり

～児童が安心して学ぶことができる環境を～

「いじめ防止基本方針」

令和2年4月

津幡町立刈安小学校

目 次

1	いじめの問題への基本姿勢（津幡町）	1
2	いじめの防止等のための組織及び施策等（津幡町）	3
3	いじめの理解	5
4	いじめの未然防止	8
5	いじめの早期発見	10
6	いじめに対する措置	14
7	インターネット上のいじめへの対応	15
8	いじめ問題に取り組む体制の整備	16
9	いじめ解消の定義	18
10	重大事態への対処	18
参考資料1	町教育委員会が行う具体的な施策	20
参考資料2	いじめの問題への取組チェックポイント	21
参考資料3	主な相談機関の案内	23

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、各学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、全国的には未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が発生している。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で確かな対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 学校外における積極対応

ア 公民館活動や子ども会等各種団体活動での大人の見守り体制を充実すること

子ども対象の地域行事や各種団体活動、ジュニアスポーツクラブや文化サークル活動などの学校外での活動においても、指導者等による日々の見守りが重要であること。

イ 放課後児童クラブ等での見守り

放課後児童クラブや放課後子ども教室等の学校から引き継がれる活動においても、指導員や地域の大人による見守りを積極的に行うこと。

(3) 平時からの基本姿勢

ア いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

カ 学校外の活動がいじめの原因を誘発する場合も認識すること

学校と地域社会との日頃の連携を深め、迅速な連絡と的確な情報共有を図ること。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

本町では、これまで、町・議会・教育委員会・学校・家庭・警察・地域の関係機関で構成する「津幡町青少年問題協議会」において、青少年の指導、育成に関する総合的施策を推進してきた。

平成30年度に県の「いじめ防止基本方針」が改定されたことに伴い、本町では、いじめ問題に関する必要な体制を再整備し、いじめの防止等に取り組むこととした。

(1) いじめの防止等のための組織等

ア 「津幡町いじめ問題対策連絡協議会」

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための機関（いじめ問題対策連絡協議会）として、本町では「教育センター運営委員会」において協議を行う。

イ 「津幡町いじめ問題対策実務者会議」

いじめ防止等のための対策を実効的に行う機関（いじめ問題対策実務者会議）として、本町では、津幡町校長研修会において協議を行う。

ウ 「津幡町いじめ問題調査委員会」

町教育委員会は、いじめによる重大事態に係る調査の必要がある場合には、いじめ問題に関する公平性・中立性が確保される構成員から成る「いじめ問題調査委員会」を設け、調査を行うものとする。

エ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

(2) 町教育委員会が行ういじめ防止等のための施策等

ア 財政上の措置等

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

イ いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備等

教育センターの相談機能や、青少年育成センター等の関係機関を活用し、教育相談体制を整備するとともに、県の「24時間いじめ相談テレホン」や「いじめ110番」（警察）などの電話相談体制についても併せて周知する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備

児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなどを県教育委員会との連携のもと行い、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）に対処する体制を整備する。

エ いじめの問題に係る教員研修等の実施

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、県教育委員会や教育センター等と連携し、教職員研修の充実を図る。

オ 県派遣の「いじめ対応アドバイザー」の活用

心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門員等の活用を推進する。

カ いじめの問題に係る啓発活動の実施

保護者など町民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発を充実させる。

キ 心の教育の推進

豊かな心を育む津幡町民会議等の地域住民が参画する事業や、地域の見守り隊の触れ合い活動を通じ、地域全体で心の教育を推進する。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

＜平成17年度「問題行動等調査」まで＞

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。



＜平成18年度「問題行動等調査」より＞

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお起こった場所は学校の内外を問わない。



＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - ＊好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合
 - ＊軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合
 ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（２）「いじめは笑いに隠される」

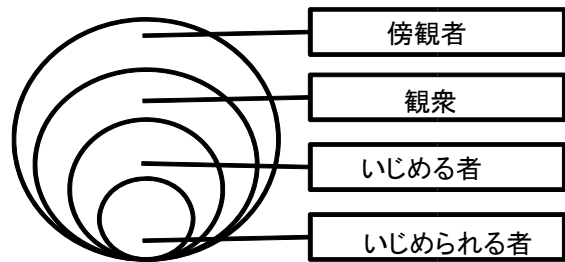
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

（３）いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



（４）いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

（５）犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対してのいじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」（刑法第 208 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行罪」（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」（刑法第 204 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」（刑法第 222 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」（刑法第 235 条）

- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」(刑法第 230 条)、「侮辱罪」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)
- ・児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

4 いじめの未然防止～いじめを生まない土壌づくり～

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

○わかる授業づくり

- ・思わず取り組みたくなるような課題を設定し、児童の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・学習指導に際し、児童に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。
- ・教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめ等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

○道徳教育の充実

- ・道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養う）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・いじめに関する事例を取り上げ、児童が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・「いじめを絶対に許さない」という意識を児童生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。
- ・学級活動、児童会活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

5 いじめの早期発見～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や放課後の雑談等の機会に児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に、教職員は児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い人間関係の修復にあたる。

○連絡帳や生活ノートの活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、全職員への共通理解や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・SC、SSW等の効果的な活用を図る。
- ・町教育センター学校サポート指導員、学校支援会社会福祉士の活用を図る。

○いじめアンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月1回実施する。
- ・実施の際には、書きやすい環境設定に配慮し、記載のあった児童には面談をし、事実確認をする。
- ・年2回家庭でのアンケートを実施する。

○学校でわかるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝ホーム	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど） ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前でゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○ 文具など本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押し付けている

休み時間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押し付ける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のを落としたりする
放課後	○ 自分の用事に付き合わせる	

ウ 注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険なものを所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS*のグループから故意に外される	○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上での気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（５）家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり 言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時間になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめに対する措置～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対し、いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項*に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

*法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制・方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCやSSW等の外部専門家を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
- ・県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
- ・定期的に開催している学校、町教育センター、町少年育成センター、警察での連絡会で連携を密にする。
- ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・ 授業参観や地域の行事などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・ 継続的に指導・支援を行う。
- ・ カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

7 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

- ・ 児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・ 児童が悩みを抱え込まないように、学校内に児童が相談しやすい環境を作る。また、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・ インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・ 保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小学生には携帯電話等を所持させないよう努めることを啓発する。
- ・ 保護者が児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう啓発する。
- ・ インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・ グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ネットいじめ等被害時の対応手順

掲示板にいじめ等の内容を書き込まれた

掲示板のアドレスを控え、書き込み内容を保存する



直接

警察・法務局に相談する

掲示板の管理者に削除を依頼する

管理者が不明等の場合はプロバイダ等に削除を依頼する

8 いじめ問題に取り組む体制の整備

○校内『いじめ問題対策チーム』の設置と定期的開催

- ・校内のいじめ問題対策チームの設置を行い、定期的を開催する。また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。

○いじめ対策全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技術の向上を図る。

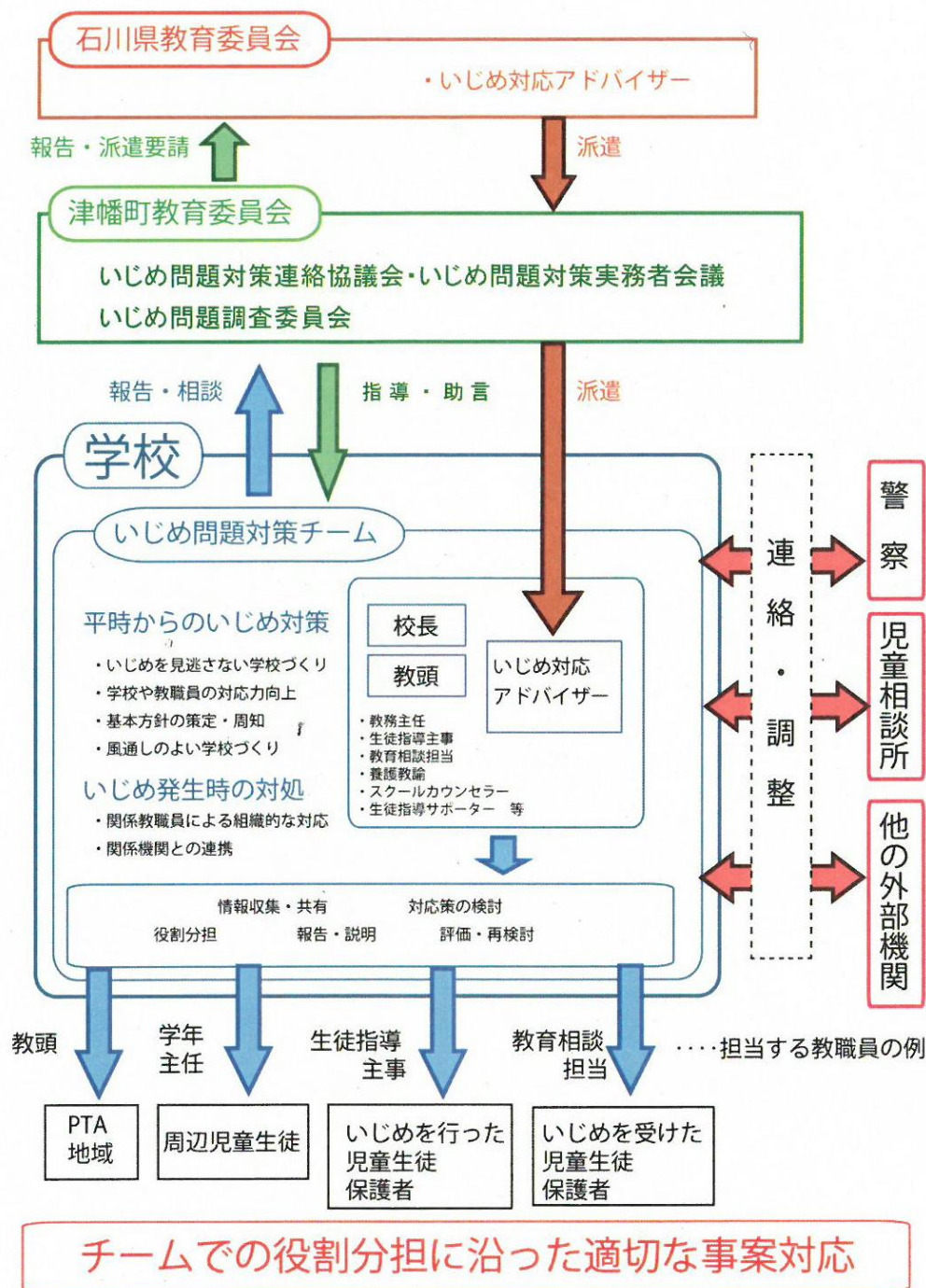
○いじめ対応アドバイザーの活用について

- ・心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

○「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域に対する周知

- ・見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校いじめ防止基本方針」となるようにすることが望ましい。
- ・各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明する。

いじめ問題に対する体制



9 いじめ解消の定義

○いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

○被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害者及びその保護者に、心身の苦痛を感じていないか面談等を通じて確認する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを十分にふまえ、被害者児童の様子を注意深く観察する。

10 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、町教育委員会又は町立学校のもとに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

○重大事態について

「法」第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、同項第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は町立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、町立学校は町教育委員会を通じて町長及び県教育委員会に事態発生について報告する。また、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

○重大事態の調査

ア 町立学校が調査主体の場合

- ・町教育委員会の指導・助言のもと、速やかに町立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに町立学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 町教育委員会が調査主体の場合

- ・町教育委員会のもとに、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・町立学校は町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

○調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・町教育委員会又は町立学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・町立学校に係る調査結果については、町長及び県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○調査結果を踏まえた必要な措置

町教育委員会及び町立学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

参考資料 1 町教育委員会が行う具体的な施策

(1) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備

ア いじめの相談窓口

町教育センター内にいじめ相談窓口を設置し、相談できる体制をとることで、教育相談体制の充実を図る。

イ 「24時間いじめ相談テレホン」

いじめ問題に悩む児童生徒やその保護者等が、いつでも専門の相談員に相談できるよう、夜間・休日を含めて、24時間体制の県「いじめ相談テレホン」の周知を行う。

(2) インターネット上のいじめに対処する体制の整備

ア ネットパトロール

児童生徒のネットトラブルを未然に防止するため、県教育委員会との連携のもと、掲示板やSNSなどへの書き込み等を巡視する。

イ ネットトラブル指導資料等の活用

ネットトラブル指導資料等を活用し、各学校における情報モラル教育や携帯電話等の危険性などに関する指導を充実させる。

(3) いじめの問題に係る教員研修等の実施

ア 教員研修の充実

県・町教育センターが実施する教職員研修において、いじめの問題への対処等に関する資質向上を図るとともに、県教員総合研修センターの「校内研修サポート事業」等の活用により、いじめ問題対策チームの対応力向上を図る。

イ 町生徒指導部会への参加

各学校の生徒指導主事又は生徒指導担当者と町青少年育成センター、警察関係者の連携を深めるために、いじめの問題に関する課題等について理解を深め、その対策等について協議することで、それぞれの資質向上を図る。

ウ いじめ問題対策事例集等の活用

いじめの問題への対策に係る具体的な事例を集めた事例集等を用い、各学校において効果的な活用を図ることで、各学校における対策の一層の充実を図る。

(4) 学校への外部専門家の派遣

ア 県いじめ対応アドバイザー派遣事業の活用

学校におけるいじめの問題への対応力向上を図るため、県いじめ対応アドバイザー派遣事業を活用し、必要な指導・助言を行う。

イ 県スクールカウンセラー（SC）等活用事業の利用

いじめや不登校など、児童の問題行動等に対応するため、県スクールカウンセラー等の活用派遣事業を利用し、児童のカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

ウ 県生徒指導サポーター派遣事業の活用

いじめや暴力行為など、児童の問題行動等に対応するため、学校・警察・家庭裁判所等の勤務経験者で、少年非行問題に造詣のある者をＳＳＷとして要請のある学校に派遣し、生徒指導体制の強化を図る。

エ 県生徒指導アドバイザー（ＳＳＷ）派遣事業の活用

いじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、家族、友人関係、学校、地域など児童の置かれている環境に課題を抱えている場合も見られることから、社会福祉士等をＳＳＷとして学校の要請に応じて派遣し、児童に対する支援を行う。

（５）いじめの問題に係る啓発活動の実施

ア 非行・被害防止講座、非行防止教室等の開催

児童及び保護者を対象とした講座や教室等を開催し、いじめや少年非行の問題の未然防止に向けた啓発を行う。

イ 保護者向け啓発リーフレット

いじめの問題等に関する保護者向け啓発資料を作成・配布する。

参考資料２ いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でＰＤＣＡサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切である。

（１）指導体制

- ・ いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。（いじめ問題対策チーム）
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。（いじめ問題対策チーム）
- ・ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。（いじめ問題対策チーム）

（２）早期発見・早期対応

- ・ 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。（教職員一人一人）
- ・ 児童の生活実態について、例えば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。（いじめ問題対策チーム・教職員一人一人）
- ・ 養護教諭やＳＣ等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。（いじめ問題対策チーム）

- ・いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。(いじめ問題対策チーム・教職員一人一人)
- ・いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに答えることができる体制になっているか。(いじめ問題対策チーム)

(3) 教育指導

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。(教職員一人一人)
- ・道徳や学級活動の時間及び児童会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。(教職員一人一人)
- ・いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。(いじめ問題対策チーム・個別案件対応班)
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行っているか。(いじめ問題対策チーム・個別案件対応班)

(4) 家庭・地域社会との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画（学校いじめ防止基本方針）等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。(いじめ問題対策チーム・個別案件対応班)

参考資料 3 主な相談機関の案内

	相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間 等
1	津幡町教育センター	076-288-6700	月～金 8:30～17:15
2	津幡町青少年育成センター		
3	津幡町児童なんでも相談	076-288-6704	第2火 13:30～16:00
4	24時間いじめ相談テレホン (石川県教育委員会)	076-298-1699	24時間受付
5	24時間いじめ相談テレホン (文部科学省)	0570-078-310	24時間受付
6	石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
7	石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00
8	石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
9	「子どもの人権110番」 (金沢法務局)	0120-00-7110	月～金 8:30～17:15
10	いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-61-7867	24時間受付
11	金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
12	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00